

公共調達最適化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（公共工事）  
 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

様式2-1

（令和6年10月）

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称、住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
契約実績なし												

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）  
 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

様式2-2

（令和6年10月）

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称、住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 （企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募者数	
契約実績なし													

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（物品・役務等）  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

様式2-3

（令和6年10月）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称、住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
契約実績なし												

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

（令和6年10月）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称、住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 （企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募者数	
郵便料金計器に係るLTE通信設備の導入	支出負担行為担当官 京都労働局総務部長 大羽賀 久夫 京都市中京区両替町通御池 上ル金吹町451	令和6年10月3日	ビツニーボウズジャパン 株式会社 大阪市中央区安土町2丁目 3-13 大阪国際ビルディング14 階	7010701008334	契約の目的物が代替性のない特定 の位置、構造又は性質のも のであり、競争を許さず、会計法 第29条の3第4項及び予算決 算及び会計令第102条の4第 3号に該当するため。	¥1,287,990	¥1,287,990	100.0%	-				
キャリアアップ助成金 （社会保険適用時優遇 コース）の活用勧奨に 係る広告掲載	支出負担行為担当官 京都労働局総務部長 大羽賀 久夫 京都市中京区両替町通御池 上ル金吹町451	令和6年10月9日	株式会社京都リビング新 聞社 京都市中京区蛸薬師高倉 西入泉正寺町330 京都リビング新聞社ビル	5130001019501	契約の目的物が代替性のない特定 の位置、構造又は性質のも のであり、競争を許さず、会計法 第29条の3第4項及び予算決 算及び会計令第102条の4第 3号に該当するため。	¥1,320,000	¥699,930	53.0%	-				
令和6年9月期主要品 目以外消耗品の内事務 用品類等の購入	支出負担行為担当官 京都労働局総務部長 大羽賀 久夫 京都市中京区両替町通御池 上ル金吹町451	令和6年10月30日	株式会社上田屋 京都市中京区押小路通 釜座東入 上松屋町710番地の3	8130001019952	会計法第29条の3第5項及び予算 決算及び会計令第99条第3項「予 定価格が160万円を超えない財産 を買い入れるとき。」に該当す るため。	¥1,056,158	¥835,558	79.1%	-				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。